

居宅介護支援、重度訪問介護 重要事項説明書

＜ 2 0 2 5 年 1 0 月 1 日 現 在 ＞

1 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社Life youth
代 表 者 名	代表取締役 澤田敦子
所在地・連絡先	(所在地) 京都市伏見区竹田段川原町190 (電話) 075-634-8335 (FAX) 075-634-8334

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	らいふ竹田
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京都市伏見区竹田久保町70-7 (電話) 075-634-3619 (FAX) 075-634-8354
事業所番号	2610983351
管理者の氏名	松谷幸子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管 理 者	1	1		1	管理業務
サービス提供責任者	3	3		2	居宅介護計画作成など
介護支援専門員	3	3		3	指定居宅介護の提供
事務職員等					事務作業全般

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市伏見区(淀、醍醐以外)、京都市南区、京都市下京区、京都市東山区(東福寺エリア-西は鴨川まで、北は七条通りまで、東は東山通りまで、南は本町まで)
------------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

営業日	営業時間
月～金	9:00～17:00

営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日
--------	------------------------

サービス提供日：365日 サービス提供時間：7:00～22:00

※サービス提供時間外でも、ご希望があれば、対応いたします。

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務

4 費用

(1) 利用料

【居宅介護サービス】

・当事業所の地域区分は5級地です。（単価：10,60円）

		単位数	金額	利用者負担額
居宅における 身体介護	30分未満	256単位	2,714円	271円
	30分以上 1時間未満	404単位	4,282円	428円
	1時間以上 1時間30分未満	587単位	6,222円	622円
	1時間30分以上 2時間未満	669単位	7,091円	709円
	2時間以上 2時間30分未満	754単位	7,992円	799円
	2時間30分以上 3時間未満	837単位	8,872円	887円
	3時間以上	921単位 30分増すごとに+83単位	9,762円 30分増すごとに+880円	976円 30分増すごとに+88円

		単位数	金額	利用者負担額
家事援助	30分未満	106単位	1,124円	112円
	30分以上 45分未満	153単位	1,622円	162円
	45分以上 1時間未満	197単位	2,088円	208円
	1時間以上 1時間15分未満	239単位	2,533円	253円
	1時間15分以上 1時間30分未満	275単位	2,915円	294円
	1時間30分以上	311単位 15分増すご とに+35単位	3,328円 15分増すご とに+371円	332円 15分増すご とに+37円

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
初回加算	200単位	2,120円/月	212円/月
利用者負担上限額 管理加算(月1回を限度)	150単位	1,590円/回	159円/回
福祉専門職員等連携加算 (90日の間、3回を限度)	546単位	5,788円/回	578円/回

【重度訪問サービス】

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価：10,60円)

		単位数	金額	利用者負担額
障害者、病院 等入院又は 入所中の障害 者に提供した 場合	1時間未満	186単位	1,972円	197円
	1時間以上 1時間30分未満	277単位	2,936円	294円
	1時間30分以上 2時間未満	369単位	3,911円	391円
	2時間以上 2時間30分未満	461単位	4,887円	489円
	2時間30分以上 3時間未満	553単位	5,862円	586円
	3時間以上 3時間30分未満	644単位	6,826円	683円
	3時間30分以上 4時間未満	736単位	7,802円	780円
	4時間以上 8時間未満	821単位 30分増すご	8,703円 30分増すごと	870円 30分増すごと

		とに+85 単位	に+910 円	に+91 円
	8 時間以上 12 時間未満	1,505 単位 30 分増すご とに+85 単位	15,953 円 30 分増すご とに+910 円	1,595 円 30 分増すご とに+91 円
	12 時間以上 16 時間未満	2,184 単位 30 分増すご とに+81 単位	23,150 円 30 分増すご とに+867 円	2,315 円 30 分増すご とに+87 円
	16 時間以上 20 時間未満	2,834 単位 30 分増すご とに+86 単位	30,040 円 30 分増すご とに+920 円	3,004 円 30 分増すご とに+92 円
	20 時間以上 24 時間未満	3,520 単位 30 分増すご とに+80 単位	37,312 円 30 分増すご とに+856 円	3,731 円 30 分増すご とに+86 円

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
初回加算	200 単位	2,120 円/月	212 円/月
利用者負担上限額 管理加算(月1回を限度)	150 単位	1,590 円/回	159 円/回
福祉専門職員等連携加算 (90日の間、3回を限度)	546 単位	5,788 円/回	579 円/回

(2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

通常の実施地域を越えてから、片道1キロ毎	100 円
----------------------	-------

(3) キャンセル料

前日 17:00 までのキャンセル	無料
前日 17:00 以降のキャンセル	利用料の100%

(4) 利用料等のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに以下の方法によりお支払いください。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	銀行振込
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 ＜振込先口座＞ 京都銀行九条支店（１７１） 普通預金口座（口座番号 ４３９７６６９） 口座名義 カ）ライフユース

５ 事業所の目的と運営方針

指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とします。

事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

６ 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、及び「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、ならびに「児童虐待の防止等に関する法律」を遵守した取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松谷 幸子
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 松谷 幸子 ご利用時間 9：00～17：00 ご利用方法 電話（075－634－3619） 苦情箱（事業所入口に設置）
伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075－611－2392
深草保健福祉センター 障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075－642－3574
南区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075－681－3282
下京区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075－371－7217
東山区役所保健福祉センター 健康福祉部障害保健福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075－561－9130
京都府福祉サービス運営適正化 委員会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075－252－2152

8 緊急時の対応方針及び方法

（１）当事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命を最優先し、利用者の容態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに利用者又は家族等と事前に定めた緊急連絡先に連絡を行うとともに、利用者の生命の安全確保に必要な措置を講じます。

（２）ヘルパーは、緊急時において速やかに事業所に連絡するとともに、管理者及びサービス提供責任者の指示のもと、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。

（３）事業所が一刻を争うと判断した場合には、主治医や家族等の判断に依らず、救急車を要請する場合があります。

（４）必要に応じて行政や関係機関へ連絡するとともに指導・助言を求めます。

緊急連絡先 らいふ竹田

電話番号 075-634-3619

受付時間 電話転送により営業時間を問わず対応します。

9 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険名 損保ジャパン株式会社ウォームハート

補償の概要 対人1000万円

(2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、利用者の身体又は財物に損害を与えた場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して上記の損害賠償責任保険による賠償を行います。但し、利用者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することがあります。

(3) 事故が生じた際には、速やかに京都府及び京都市に報告し、指導・助言を求めます。

(4) 事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止に努めます。

10 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

主治医	病 院 名 及 び 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先（家族等）	氏 名（続柄）	()
	住 所	
	電 話 番 号	

1.1 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

居宅介護支援等の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日： 年 月 日

事業者

住所

事業者（法人）名 株式会社 Life youth

事業所名 らいふ竹田

(事業所番号) 2610983351

代表者名 代表取締役 澤田敦子

印

説明者

職 名

氏 名

印

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人

住所

氏 名

印

(署名・法定) 代理人

住所

氏 名

印

(利用者との関係：)